

## 吉見病院 院内感染対策指針

### 第1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

- (1) 院内感染対策は、感染等発生の際にその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは極めて重要であり、医療の質の向上、確保に欠かせないものであることを全従事者が認識し、院内感染の防止に努めるものとする。
- (2) 全従事者は、院内感染防止対策の実施が自らの身の安全を確保する手だてでもあることを認識し、防止対策の徹底しやすいシステム・組織体制を整備する。
- (3) 委員会メンバーによる院内ラウンドを週1回実施し、院内の衛生管理を徹底する。

### 第2 組織体制に関する基本事項

- (1) 院内感染対策を推進するため、別に定めるところにより、院内各部署責任者等から構成する院内感染対策委員会を設置し、毎月定例会及び必要に応じ臨時会を開催する。
- (2) 院内感染に関する予防対策及び対応のマニュアルを作成し、従事者に周知する。
- (3) 委員会内に感染制御チームを発足させ、その専任者を病院長、看護師長とする。

### 第3 従事者に対する研修に関する基本方針

- (1) 院内感染対策の基本的な考え方及び具体的な方策等について、全従事者に対し周知することにより院内感染防止に対する意識を高めるための研修を、前項委員会の定める計画に従い、年2回以上開催する。
- (2) 外部の機関等が開催する院内感染防止対策にかかる研修に従事者の積極的な参加を図る。
- (3) 県立中央病院が実施するカンファレンスに年4回以上、実地訓練に年1回以上、委員会メンバーが参加する。

### 第4 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

- (1) 別に定める様式により感染レポートを毎週及び感染症患者を発見の都度病院長に報告する。
- (2) 日常的に当院における感染症の発生状況を把握するシステムとして、症状別サーベランスを実施し、その結果を感染対策に活かす。
- (3) 県立中央病院に年4回以上感染症発生状況を報告する。

### 第5 院内感染発生時の対応に関する基本方針

- (1) 感染症の発生が確認されたときは、第4に定めるレポートにより報告するとともに第2に定めるマニュアルにより対応する。
- (2) 前号の状況は患者の家族・近親者に連絡を取り、説明する。
- (3) 患者の状態や行った処置などは、行った応急処置を含め正確に、経過を記録する。

- (4) 届出が義務付けられた感染症患者が発生した場合には、速やかに所轄の厚生センターに届出を行う。この場合、事前に家族へも説明する。
- (5) 発生時は県立中央病院に対し連絡・報告の上、相談し対応する。

#### 第6 患者・家族等に対する本指針の閲覧等に関する基本方針

- (1) 本指針は患者様相談窓口に備え付け、いつでも閲覧できるようにする。
- (2) 病状の説明とともに感染防止の基本についても説明し、理解を得た上で協力を求める。
- (3) 感染症の流行が見られる場合はポスター等の掲示により、広く院内に周知する。

#### 第7 その他

- (1) 本指針は、必要に応じ改正するとともに、研修会などを通じて全従事者に周知する。
- (2) 本指針は、平成19年5月1日から施行する
- (3) 本指針は、平成22年7月1日から施行する
- (4) 本指針は、平成26年4月1日から施行する
- (5) 本指針は、令和4年4月1日から施行する。
- (6) 本指針は、令和6年4月1日から施行する。

以上